

## 女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年11月30日～2028年11月29日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1:(職業生活に関する機会の提供に関する目標)

女性管理職を40%程度に増やし、管理職の男女比と全職員の男女比が同程度となるようにする。

<実施時期・取組内容>

2023年11月～ 各館で管理職が職員の育成計画を作成し、職員に共有する。

2023年12月～ 男女公正な昇進基準となっているか検証し、必要に応じて基準の見直しを行う。

2024年4月～ 管理職候補となる男女職員に対して管理職育成研修を実施する。

目標 2:(職業生活と家庭生活との両立に関する目標)

男性職員の育児休業取得率を50%以上とする。平均取得期間を二ヶ月以上とする。

女性職員の育児休業取得率を80%以上とする。平均取得期間を十二ヶ月以上とする。

<実施時期・取組内容>

2024年1月～ 全管理職を対象として、男性職員の育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を行う。(毎年1回実施)

2025年4月～ 配偶者が出産した男性職員を対象として、法人事務局及び管理職から育児休業取得をすすめるとともに、管理職主導で館全体の業務の配分についての見直しを実施する。

目標 3:(次世代育成支援対策推進法に基づく目標)

職員の子息が保護者である職員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を

2024年3月までに実施する。

<実施時期・取組内容>

2023年11月～ 取組内容を全職員に周知し、職員とその子どものニーズを調査する

2024年3月～ 子ども参観日第一回目を開催する

2023年11月7日

一般財団法人本所賀川記念館

理事長 加藤 輝勢子